

一般財団法人福島県教職員互助会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人福島県教職員互助会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員並びにその親族の生活の安定と福祉の増進を図り、もって福島県における教育文化の振興発展に寄与することを目的とする。なお、会員とは第31条に規定する者をいう。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育文化の向上に関する事業
- (2) 会員に対する共済事業（事業の一部についてはその親族を対象とするものを含む。）その他福利厚生事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号に定める財産をもって構成する。

- (1) この法人が一般財団法人の設立の登記をした日の前日において基本財産として記載された別表の財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会及び評議員会で、基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会で別に定める会計規程によるものとする。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の維持及び処分の制限)

第8条 理事長は、基本財産の適正な維持及び管理に努めるとともに、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合及び基本財産から除外しようとする場合は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。この理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって行うこととし、評議員会における承認も、承認について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、会員から選任される評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬及び費用弁償)

第15条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(評議員会の構成及び権限)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 決算の承認

(3) 定款の変更

(4) 残余財産の処分

(5) 基本財産の処分又は担保への提供及び同財産からの除外の承認

(6) 理事会において評議員会に付議した事項

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(評議員会の種類及び開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(評議員会の招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の2日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により通知をしなければならない。ただし、あらかじめ評議員の承諾を得た場合は、電磁的方法により通知をすることができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第19条 評議員会の議長は、会議のつど評議員の中から互選する。

(評議員会の成立及び決議)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 評議員会の決議については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第189条第2項に定める事項及びこの定款に別に定めるものを除き、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以

上がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員、会員及び職員

(役員の種類及び定数)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上14名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、2名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する第91条第1項第1号に定める代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務)

第26条 理事の職務は次のとおりとする。

(1) 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(2) 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(3) 副理事長は、理事長を補佐する。

(4) 常務理事は、理事長、副理事長を補佐し、常時業務を掌理する。

(5) 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行い、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の規定の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期及び解任)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その任期中であっても、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(費用の弁償)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、その任務のために要した費用について、実費弁償を受けることができる。

(役員責任免除)

第30条 この法人は、役員がこの法人に対する一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、同法第198条において準用する第

114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員（外部理事、外部監事）との間で一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、同法第198条において準用する第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（会員）

第31条 この法人の会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 公立学校共済組合福島支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員。ただし、公立大学法人福島県立医科大学及び公立大学法人会津大学の職員を除く。

(2) この法人の常勤の職員

(3) その他前各号に準ずる者として理事会において認められた者

2 会員は、運営規則により掛金を支払うものとする。

3 会員は、この法人の目的及び事業の推進に積極的に協力しなければならない。

（事務局の設置等）

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局に関する必要な事項は、運営規則で定める。

第7章 理事会

（理事会の構成）

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（理事会の権限）

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 事業計画及び予算の決議並びに決算の承認

(3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(4) 重要な財産の処分及び譲受けに関すること。

(5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(6) 理事の職務の執行の監督

(7) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の種類及び開催)

第35条 理事会は定時理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催し、臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から理事長に請求の招集があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段の規定により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項について開催日の2日前までに、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席のときは、あらかじめ理事会の指定する副理事長とする。

(理事会の成立及び決議)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第1項第5号に定める報告については、適用しない。

(理事会の議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとし、理事長が欠席の場合、理事長に代わり、出席した理事及び監事の全員が記名押印するものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は第3条に定める目的、第4条に定める事業及び第13条第1項に定める評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

第43条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、法令の定める手続に従い他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第44条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において理事及び評議員数のおおの4分の3以上の議決、又は基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の実施不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分等)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この法人が、解散等により精算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、福島県内において発行される福島民報及び福島民友において公告する。

第10章 補則

(委任)

第47条 この定款の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事(理事長)は尾形淳一、業務執行理事(副理事長)は笠原裕二、五十嵐史郎、業務執行理事(常務理事)は武田和也とする。
- 4 この定款の施行の日前に財団法人福島県教職員互助会寄付行為に基づき定められた規程又は決議された事項は、この定款に基づき定められた規程又は決議された事項とみなす。

別表 基本財産(第6条関係)

財産種別	金額等
定期預金	東北労働金庫福島支店 10,000,000円